

申請者: 福川 裕徳

論文題目 財務諸表監査が保証する財務諸表の質に関する研究
— イギリス監査制度を主たる題材として —

審査員 新田忠誓
谷本寛治
万代勝信

近年、監査論において、期待ギャップにどのように対応するかが大きな課題となっている。本論文は、この問題に財務諸表監査としてどこまで応えられるのかについて検討したものである。ところで、イギリスでは、財務諸表にいわゆる「真実かつ公正な概観」(TFV)を示すことが求められている。これは会計基準によりどこをを求める監査論とは一線を画すものである。そして、この財務諸表にTFVを示そうとする姿勢に期待ギャップの解決に対するヒントがあるのではないか。このように考え、イギリスの監査論を取上げる。

問題意識を述べた序章を除き、9章からなる本論文は内容から、財務諸表監査に求められているもの論者のいう財務諸表の質を会計基準および監査論の中から整理した第1章から第3章まで、期待ギャップ上の問題として論者が掲げた内部統制の評価、不正への対応、ゴーイング・コンサーンの評価の三つの問題への監査人の対応とこの財務諸表監査への取入れ方を考察した第4章から第7章まで、および、これまでの分析で得られた結論により、近年、監査論としても関心の高いコーポレートガバナンスへの監査人の関わり方と、わが国の期待ギャップへの対応をイギリスと比較した第8章と第9章からなる。

まず、財務諸表監査に求められている質として目的適合性と信頼性の二つがあることを明らかにする。次に、このような質を保証しようとする財務諸表監査ではあるが、財務諸表の監査である以上、社会的期待への対応は財務諸表に関わるものに限られ、その具体的な中味が検討される。この中で、とくに昨今大いに注目されているゴーイング・コンサーンの評価について目的適合性の中に組込まれることが論証される。最後に、これまでの成果により、コーポレートガバナンスへの監査人の関与のあり方およびわが国監査基準のあり方について私見が述べられる。

本論文の長所は、財務諸表監査が保証する財務諸表の質を整理し明らかにしたこと、社会的期待に対する財務諸表監査の対応を分析したこと、および、イギリスの監査制度を整理し、これによりわが国監査基準の改良に対する視点を提示したことの三点に求められる。いずれも財務諸表監査研究にとって重要な領域であり、これに正面から取組んだ点は大いに評価できる。ただし、イギリス監査論と監査一般論との関係について論及されていない点に不満が残るが、これが本論文の価値を減じるものではないと考える。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第4条第1項の規定に準じた取扱により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。